

令和元年度子育てのための施設等利用給付制度の御案内

(子ども・子育て支援新制度幼稚園・認定こども園教育部分の「無償化」対応)



生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから子育てに係る経済的な負担を軽減するため、子ども・子育て支援新制度の幼稚園や認定こども園（教育部分）（以下、「新制度幼稚園等」といいます。）の保育料が無償化となります。また、新制度幼稚園等が教育時間の後に引き続いて行う預かり保育事業の利用者への無償化制度として、令和元年10月から、**子育てのための施設等利用給付**（以下、「利用給付」といいます。）が新たに創設されましたので、内容、手続きなどを御案内します。

1 「無償化」の内容

(1) 利用者負担額（保育料）

これまで世帯の所得（市町村民税額）等で決定していた利用者負担額（保育料）が**令和元年10月から所得階層に関わらず無償化**となります。後日送付する利用者負担額決定通知書で御確認ください。

また、幼稚園等と障がい児通所施設等を併せて利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

(2) 預かり保育利用料

保育の必要性があると認定を受けた場合^{※1}に限り、最大月額11,300円^{※2}を上限に無償化となります。

なお、在園している幼稚園等が預かり保育を実施していない場合や預かり保育の提供が十分な水準でない場合^{※3}に限り、預かり保育利用料と認可外保育施設等の利用料を併せて、預かり保育利用料として上限額まで無償化の対象となります。

※1 新たに創設された子育てのための施設等利用給付認定（新2号認定、満3歳児は新3号認定）を受ける必要があります。

※2 日額単価（450円）×利用日数と比較して低い方の金額を上限。満3歳児は、市民税非課税世帯のみ無償化の対象で月額16,300円が上限。

※3 事前に施設の申請に基づき、市が確認を行い、要件に該当する施設に通知します。

(3) 給食費

給食材料費は無償化の対象外です。

ただし、年収360万円未満相当世帯（市民税所得割額77,100円以下）の子ども及び所得階層に関わらず多子軽減カウント方法を適用して第3子以降となる子どもの副食費（おかず、おやつ）は、徴収免除になります。主食費（ごはん、パン）については引き続き支払いが必要です。詳しくは、内容が決まり次第、お知らせします。

(4) 対象外の費用

実費徴収の費用などは無償化の対象外です。（通園時の全ての費用が「無償」になるものではありません。）

例) 実費（給食費、通園送迎費、行事費、教材費）、保護者会費、施設維持費、施設協力費、プレスクール（2歳児を対象として教育・保育活動）の利用料

(5) 無償化の手続き

保育料の無償化にあたっては、今回御案内する子育てのための施設等利用給付の手続きは不要です。

預かり保育利用料の「無償化」を受けるには、事前に認定（子育てのための施設等利用給付認定）を受けていただく必要がありますので、子どものための施設等利用給付認定・変更申請書に必要書類を添えて期限までに提出してください。

預かり保育利用料の「無償化」は、施設に利用料をお支払いいただいた後、市から相当額の給付金（施設等利用費）を給付することにより実施します。

施設等利用費の給付時期は以下の予定です。

●預かり保育利用料 : (10月分～12月分) 令和2年3月末ごろ / (1月分～3月分) 令和2年6月末ごろ

【お問合せ先】

吹田市児童部保育幼稚園室 経理・整備グループ 無償化担当
〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号（低層棟2階217番窓口）
TEL: 06-6384-1592（直通） FAX: 06-6384-2105

2 教育・保育給付認定と子育てのための施設等利用給付認定

幼稚園・認定こども園利用のための認定（教育・保育給付1号認定）とは別に、子育てのための施設等利用給付認定（新2号認定又は新3号認定）を受けた場合に、預かり保育の利用料が無償化の対象になります（（1）の表のBのパターン）。また、「保育の必要性」の事由に該当する方のみ、新2号認定、新3号認定の申請が可能です（新3号認定は「保育の必要性」があり、かつ市民税非課税世帯が対象になります。）

幼稚園・認定こども園の保育料のみ「無償化」を受ける場合には、新たな認定手続きは不要です（（1）の表のAのパターン）。

（1）認定の種類及び内容

パターン	年齢※4要件	保育の必要性要件※5	認定			無償化の内容	
			教育・保育給付認定	+	施設等利用給付認定	保育料	預かり保育利用料
A	満3歳～5歳	—	1号認定	+	—	利用者負担額 0円	—
B	3歳～5歳	必要	1号認定	+	新2号認定	利用者負担額 0円	月額11,300円※6を上限に施設等利用費給付
	満3歳 (市民税非課税世帯のみ)	必要	1号認定		新3号認定		月額16,300円※6を上限に施設等利用費給付

※4 年齢は、4月1日時点の年齢を確認してください。満3歳とは、3歳になって以後、最初の3月31日までの子どもをいいます。

※5 共働き等により家庭で保育ができない場合など、あらかじめ定められた事由に該当する場合は「保育の必要性がある」といいます。詳しくは、「（2）保育の必要性」を参照してください。

※6 利用の実態に応じて「月額単価（450円）×利用日数」と比較して低い方の金額が上限となります。

（2）保育の必要性

新2号・新3号認定を受けるにあたって必要な「保育の必要性」とは、保護者の方が以下の事由に該当する場合をいいます。

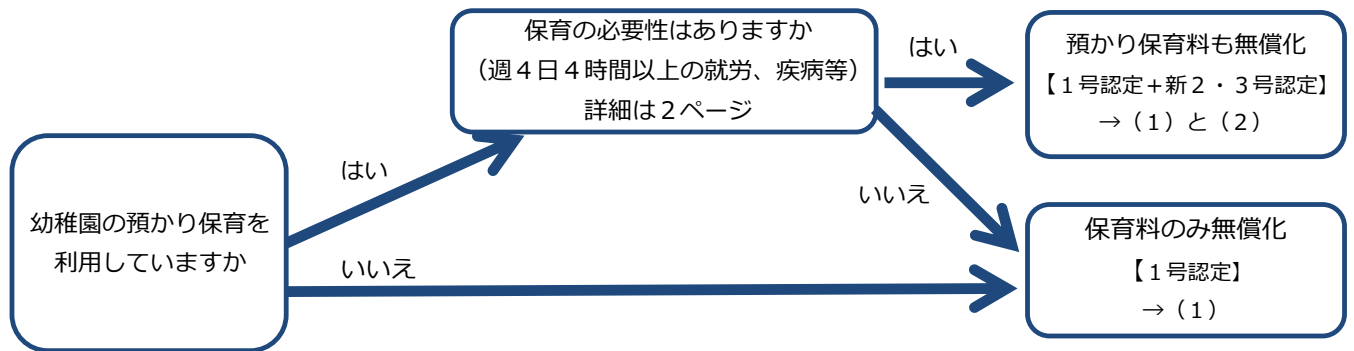
事由	保護者の状況	認定期間
就労	週4日かつ1日4時間以上就労している。（就労形態は問わない。就労内定を含む。）	就労している期間
妊娠・出産	出産予定・出産して間もない。	出産予定日の8週間前の日が属する月の初日から産後8週を経過する日の翌日が属する月の末日まで
疾病・障がい	病気やケガをしている。また心身に障がいがある。	療養にかかる期間
介護・看護	病気や心身に障がいのある同居の親族を常に介護・看護している。	介護・看護に必要な期間
求職活動	求職活動を行っている。求職活動を行う。（起業準備を含む。）	就労を開始するまで (最長3か月間)
就学	週4日かつ1日4時間以上通学している。（通学内定を含む。） ・学校教育法第1条に規定する学校に在学していること ・職業能力開発促進法第15条の7第3項もしくは、同法第27条第1項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練等を受けていること	在学している期間
その他	災害復旧にあたる場合など市長が認める場合。	各事由により必要な期間

新2号（又は新3号）の認定期間が終了した場合、終了後の預かり保育利用料は利用給付（＝「無償化」）の対象となりません。引き続き事由が継続される場合は、必要な手続きを行ってください。認定は遡及しませんので必ず事前に手続きを行ってください。また、事由が消滅する場合、変更となる場合も手続きが必要です。

また、保育の必要性が認められた場合でも、預かり保育の利用を保障するものではありません。各園の実施する預かり保育の定員については、限りがありますので留意してください。

3 無償化の流れ

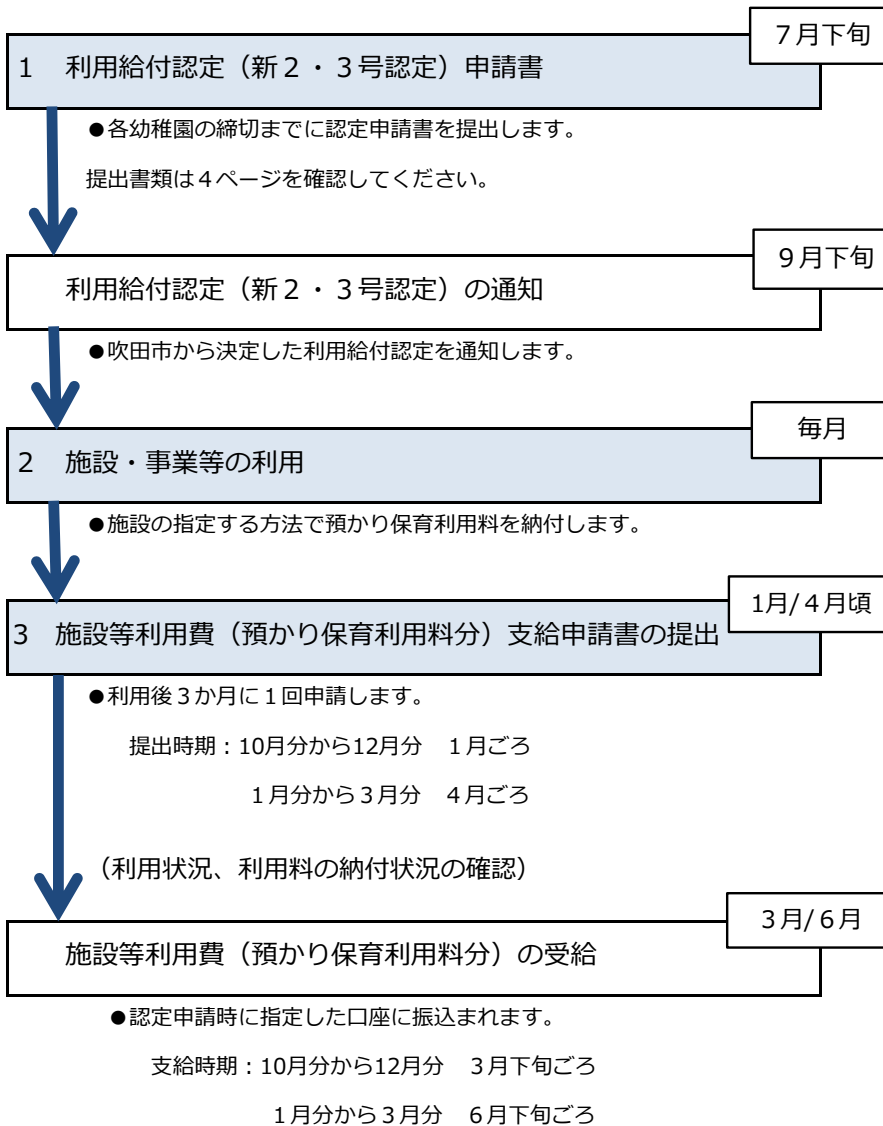
保育の必要性があり、預かり保育を利用した際に無償化制度を利用するには、子育てのための施設等利用給付の認定申請、支給申請などの手続きが必要です。



(1) 保育料（1号認定部分）

吹田市から送付される『利用者負担額決定通知書』の10月からの負担額（保育料）が無償となります。無償化に伴う手続きは不要です。

(2) 預かり保育利用料（新2・3号認定部分）



※施設等利用費（預かり保育料）支給申請に必要な書類や詳細な提出時期については、利用給付認定の通知に同封して案内する予定です。

4 提出書類

(1) 提出期限

各幼稚園の提出期限までに提出してください。期限は厳守してください。

「保育を必要とする事由証明書」が各幼稚園の提出期限までに間に合わない等の理由により、保育幼稚園室へ直接書類を送付される場合は、**令和元年（2019年）8月30日（金）までに**保育幼稚園室へ郵送してください。

(2) 提出先

各幼稚園

(3) 必要書類

保育を必要とする事由がある方(新2・3号認定)

必要な書類		区分	備考			
(1) 子育てのための施設等利用給付提出書類確認票（A票）		必須				
(2) 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（C票）		必須				
(3) 住民税課非課税証明書 (平成31年1月1日時点で吹田市に住民票がない方)		該当者のみ	新3号認定を希望する方のみ提出してください。			
(4) 保育を必要とする事由を証明する書類	保育を必要とする事由	必要書類				
		就労	雇用	保育を必要とする事由証明書	いずれか必須	
			自営	保育を必要とする事由証明書		保護者が代表の場合、ご自身で作成してください。
	内職		保育を必要とする事由証明書			
	妊娠・出産		母子健康手帳の写し	表紙及び分娩予定日が確認できるページの写しを提出してください。		
	疾病・障がい		保育を必要とする事由証明書		傷病名、期間、保育が困難な状況が記載されたものを提出してください。	
			障害者手帳の写し		障がい名、本人欄が確認できるページの写しを提出してください。	
	介護・看護		保育を必要とする事由証明書		介護・看護が必要な同居親族の傷病名、期間、介護の要否が記載されたものを提出してください。	
	求職活動		なし			
	就学		在学証明書（原本）		在学予定者は合格通知書の写しでも代用可能です。	
時間割、タイムスケジュール			時間割がない方は時間割等を自作してください。			
その他				保育幼稚園室に問い合わせてください。		

【マイナンバーの利用】

新3号認定の利用給付事務において、マイナンバー（個人番号）を利用することができます。

ただし、市区町村間をまたぐ情報連携については、全国的なシステム対応が間に合わないため、令和3年6月以降となる見込みです。

平成31年1月1日時点で吹田市に住民登録がなかった方は、住民登録があった市区町村で発行される平成31年度の課税証明書（市町村民税所得割額等分かる証明書）の提出が必要です。なお、令和元年度については、保育所の利用申込時に吹田市にご提出いただいた証明を用いることに同意される方は提出不要です。